

国民年金への任意加入

問 私の夫は会社員で毎月社会保険料を差し引かれていますが、私は今のところ何の年金にも入ってません。国民年金へ加入した方がよいでしょうか。

答 民間会社に働く人は、厚生年金の加入が義務づけられています。一方、厚生年金など職域で公的年金に加入できない自営業者や自由業の人は、国民年金に加入することが義務づけられています。

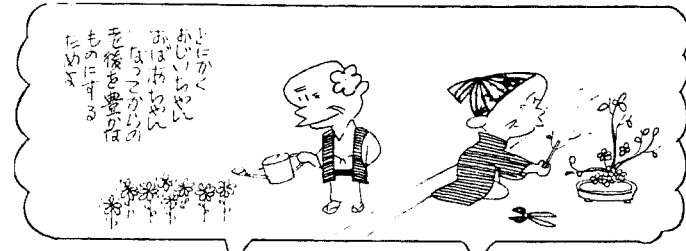
ところが、サラリーマンの妻は厚生年金に加入できないのに、国民年金は強制加入ではありません。夫の厚生年金からある程度の年金保障をうけられる、ということから任意加入となっています。任意加入とはいいながら、加入した方が有利であることは、つぎの表にみるとおりです。



妻の国民年金加入の損得比較

	任意加入する	任意加入しない
年をとったとき	夫婦がそれぞれ老齢年金をうけられる	夫の老齢年金に加入年金がつくだけである
離婚したとき	離婚前の加入期間とその後の加入期間は合計されて年金額は多い	離婚後新しく加入するので加入期間は短く年金額は少ない
夫に死なれたとき	夫の遺族年金と妻自身の母子年金がうけられる	夫の遺族年金だけである
妻が身体障害者になったとき	妻自身の障害年金がうけられる	何もうけられない
払う保険料は	夫の所得税が社会保険料控除をうけて減税となる	—

年金は老後の大きな財産



働きざかりの若い人たちのなかには「年金を受けるまで生きられるか」、「歳をとったとき、はたして年金が受けられるのか」ということで国民年金に加入していない方がおられます。

現在、お年寄りのほとんどが年金を受けておりますが、若い頃はやはり同じような気持（制度に対する不安も）をもちながら保険料を納めていた方も少なからずいたと思います。

しかし、どうでしょう。若いうちから、こつこつと保険料を納めてきたことが、毎年の年金制度の改善により、いま大きな財産となつてもどつてきています。参考までに下の表をくらんださい。

現在都留市には年十一億円の年金が、また一人当りの年金受給額は二十七万円と、ここまで大きくなりました。

国民年金受給状況表 (昭和56年度末)

提出年金	受給権者数	受給年金額
老齢年金	10年年金	1,799 (1,470) 人 488,584,400 円
	5年年金	481 140,644,400
通算老齢年金	248 (205)	27,245,200
障害年金	79	46,771,300
母子年金	71	44,358,506
遺児年金	1	540,700
寡婦年金	20 (14)	798,800
死亡一時金	15	372,000
合計	2,714	749,315,306

※(内)は繰上請求数

八月は福祉年金の証書提出

八月は、福祉年金の受給者が証書を市役所に提出する月です。この手続きによって、向う一年間の福祉年金が受けられるかどうかが決ります。もし、この提出が遅れるとつぎの(十一月)支給分の福祉年金が受けられないことがありますので、ご注意ください。

福祉年金は、全額国庫負担のため一定額以上の所得があったり、他の公的年金(恩給・厚生年金の遺族年金等)を受けていたりすると、支給を停止されるか減額調整されることがあります。

また、証書を提出していただきますと所得状況届を提出したものと取扱いますので、必ず印鑑を忘れずにお持ち下さい。



なお、証書カバーに印刷してあるように、八月支払い(八月十一日〜三十一日)を受けましたら、その足で市役所市民課年金係に提出して下さい。

連絡先 ☎(三)一一一〇四四五